

初診にかかる特別の料金・文書料・分娩料の改定についてお知らせ

・初診にかかる特別の料金（初診時特定療養費）の改定について

平成23年7月1日から、初診で紹介状をお持ちでない方にお支払い頂いている初診にかかる特別料金を3,150円から5,250円（消費税込）に改定いたします。

初診にかかる特別料金とは、国が進めている病院と診療所の機能分担の推進を図るために定められた制度で、他の医療機関から紹介状なしに200床以上の病院において初診で受診した場合、初診料の他に病院が定めた金額を徴収できるというものです。ただし、初診時に紹介状をお持ち頂ければ、初診にかかる特別料金は必要ありません。

・文書料の改定について

平成23年7月1日より文書料（消費税込）を以下のとおり改定いたします。

種別	現行金額	改定金額
出生（分娩）証明書	2,100	3,150
健康診断書	3,150	4,200
生命保険診断書	5,250	7,350
自賠責診断書	5,250	8,400
自賠責明細書	3,150	7,350
死亡診断書	3,150	5,250
死体検案書	3,150	5,250
領収証明書	1,050	2,100
外国語の証明書（診断書）	-----	10,500

※文書料改定は、平成23年7月1日受付分より適用させていただきます。

・分娩料の改定について

平成24年3月1日以降の分娩より分娩料（非課税）を以下のとおり改定いたします。

種別	現行金額	改定金額
出産費用	約480,000	約540,000

※ 上記金額は、正常分娩・一般病室利用して入院した場合の**お産費用総額（分娩料、入院料、食事代、胎盤処理料、新生児介補料、病衣・おむつ代、処置・検査費用等、産科医療保障制度掛金）の概算金額**となります。ただし、おむつ代については、母が退院し、児が病児として継続入院される場合には入院費の他に別途（1日あたり1,000円）ご負担いただきます。また、有料個室を利用した場合やハイリスク分娩等の場合は、更に別料金が発生いたしますのでご了承願います。

※ 直接支払制度（妊婦が加入している医療保険者に病院が代わって請求する「**出産一時金42万円**」）をご利用される場合、54万円との差額となる**12万円を預り金（入院保証金）**として、入院前にお支払頂きます。よって、退院時の精算の際、かかった費用が54万円（入院保証金12万円+出産一時金42万円）より多ければ、不足分を窓口で支払い、54万円以内に収まった場合は、返金をさせていただきます。なお、30週前後に産婦人科外来で「直接支払制度のご案内」をお配りしますので、次回外来日に会計窓口でお納め下さい。